

令和7年度



**【新婚世帯の新居の住宅費用・引越費用を支援します】
～五木村結婚新生活支援事業～**

五木村では、婚姻を機に村内に居住していただける方を対象に、次の経費を支援します。

住宅費用	①住宅購入費用 ②住宅貸借費用(敷金、礼金、家賃等) ③リフォーム費用
引越費用	④引越業者や運送業者に依頼して、発生した費用

上限額:30万円(ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円)

対象となる世帯について

次の**全て**に該当する世帯

- ☐ 婚姻日における夫婦の年齢が**共に39歳以下**
- ☐ **夫婦の所得**が合計で**500万円未満**
- ☐ **令和7年4月1日～令和8年3月31日**までに**婚姻届**を受理された世帯
- ☐ 申請時において、**夫婦ともに村内で同居し、村内に住民票があること**
- ☐ **村税等の滞納がないこと**
- ☐ 過去に**この制度に基づく補助(他自治体も含む)**を受けたことが**ない世帯**

*なお、**申請期限は令和8年3月31日(火)**とします

- * 詳しい内容につきましては、五木村のホームページをご覧ください。
- * 申請される際は、一度ご連絡いただくと手続きがスムーズになります。

【お問い合わせ先】

五木村役場 ダム対策課 地域振興係

☎0966-37-2212